



# 森町

## 森町耐震改修促進計画

策定 平成 22 年 3 月

改定 平成 31 年 3 月

改定 令和 3 年 2 月

改定 令和 8 年 3 月

北 海 道 森 町

# 【目 次】

## 森町耐震改修促進計画

### 第1章 計画策定の背景と目的

1-1	計画策定の背景と目的	1
1-2	計画の位置づけ	1
1-3	計画期間	2

### 第2章 森町の概要

2-1	位置	3
2-2	地勢及び気候	3
2-3	人口	4

### 第3章 森町で想定される地震による被害状況

3-1	北海道における地震発生の概要	5
3-2	森町における地震被害状況	6
3-3	森町における地震発生の想定	6

### 第4章 住宅・建築物の耐震化に係る目標

4-1	森町における住宅の耐震現状推計の考え方	9
4-2	住宅・建築物の耐震化率の設定	10
4-3	多数利用建築物の耐震化に係る目標	11
4-4	優先的に耐震化すべき公共建築物	12

### 第5章 住宅・建築物の耐震促進に向けた施策

5-1	耐震化の促進に向けた施策	13
5-2	耐震化の促進に向けた施策の内容	13
5-3	道、市町村等関係団体との連携	16
5-4	計画の見直し	17

## 参考資料

- 1 森町 多数利用建築物の耐震化の現状と耐震化の目標(施設名別) P18
- 2 多数利用建築物一覧表 ※耐震改修促進法に基づく P19
- 3 森町指定緊急避難場所一覧 P20
- 4 森町揺れやすさマップ P21
- 5 地震からわが家を守ろう 戸建て木造住宅の無料耐震診断のご案内 P26
- 6 森町木造住宅耐震改修等補助概要 P28
- 7 誰でもできるわが家の耐震診断 P31
- 8 ブロック塀等の安全確保対策について(国土交通省) P37
- 9 ブロック塀等の点検のチェックポイント(国土交通省) P38
- 10 ブロック塀安全確保啓発チラシ(一般財団法人日本建築防災協会) P39
- 11 森町緊急輸送道路(北海道指定) P47
- 12 北海道耐震改修促進計画概要 P48
- 13 R7\_住宅・建築物の耐震化の現状と目標(国土交通省) P49
- 14 R7\_都道府県別・市区町村別の住宅の耐震化に関する状況(国土交通省) P50
- 15 R7\_耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の進捗状況(国土交通省) P51
- 16 【リ・バース60】耐震改修利子補給制度のお知らせ(住宅金融支援機構) P52

# 第1章 計画策定の背景と目的

## 1-1 計画策定の背景と目的

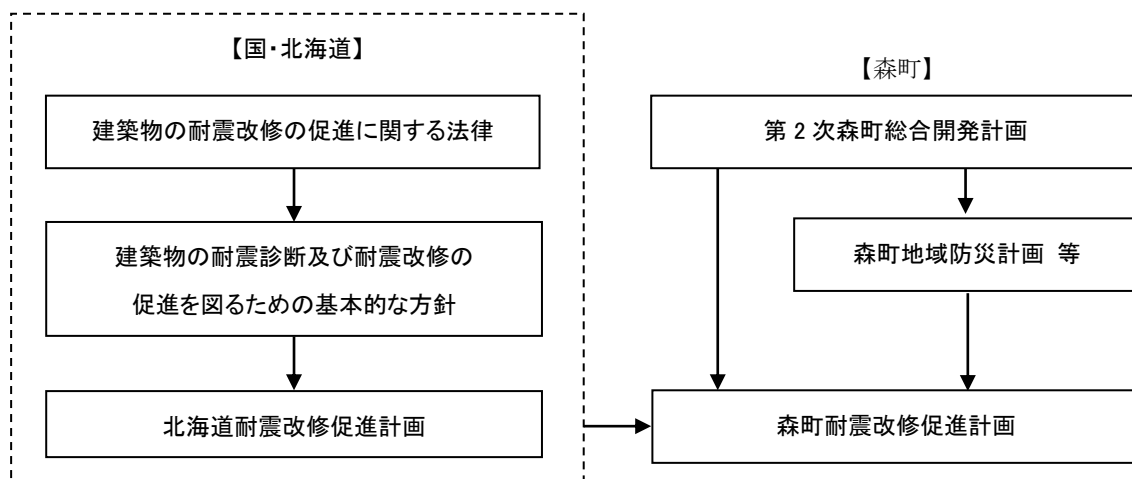
森町では、地震による建築物の倒壊被害から町民の生命及び財産に対する被害を未然に防止するため、平成18年に改正された「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という）」、同年策定の北海道耐震改修促進計画に基づき、建築物の耐震基準についての現状や耐震化の状況、耐震化の目標、耐震化を進めるにあたっての施策等について平成22年に「森町耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）」として取りまとめ耐震化の推進に努めてきた。また、町有施設の耐震化だけでなく、民間木造住宅に対する耐震診断や耐震改修への支援制度など、耐震化促進のための啓発に努めてきた。

その後、耐震改修促進法の改正、北海道の耐震改修促進計画の改定等により、適宜必要に応じて本計画の見直し等を行い、継続して建物の耐震化の促進を図ることを目的とする。

## 1-2 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第6条第1項において「市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする」を受けて平成22年に策定されたものである。耐震改修促進法の改正(平成25年)と、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成28年3月25日国土交通省告示第529号)」、北海道の耐震改修促進計画の改定(平成28年、令和3年、令和8年予定)に基づき、町の上位計画である第2次森町総合開発計画、関連計画である森町地域防災計画等と整合を図り計画する。

※参考資料-12 北海道耐震改修促進計画概要参照



### 1-3 計画期間

本計画の計画期間は、令和17年度までとします。

なお、社会情勢が大きく変化するなど本計画の見直しの必要性が高まった場合、適宜見直すこととします。

## 第2章 森町の概要

### 2-1 位 置

森町は、渡島半島の中央東海岸に位置し、平成17年4月1日に旧森町と旧砂原町が合併して、新森町が誕生しました。北海道駒ヶ岳山頂の一角から西北に広がり、東は鹿部町に、南は宿野辺をへだてて北斗市と七飯町に、南西は渡島山脈によって厚沢部町に、西は茂無部川をはさんで八雲町にそれぞれ境界し、北は空碧く波静かなる（噴火湾）内浦湾に臨んでいる。

### 2-2 地勢及び気候

当町の地形は、一般的に丘陵性で渡島山脈により北東に向かって傾斜し、海岸段丘を経て海につきている。南東では駒ヶ岳山ろくが北西方に緩やかな傾斜をして、所々に台地と小平野をつくり、また北西には濁川盆地があつて狭い平野となっている、山岳には駒ヶ岳（1,131メートル）のほかに、渡島山脈の連峰である狗神岳（899メートル）、三九郎岳（802メートル）が主なものである。

地質については、河川の地域には部分的に沖積土もあるが、その他の地域はおおかた火山灰におおわれている。

気候的特性としては、本道中最も温暖な地帯に属しているが、盛夏の候でも30℃を超えることは少なく、厳寒の候でも零下15℃まで下がることは珍しい。夏季は北東風、冬季は北西風が多く、風の強さは5月の乾燥季と、12月の吹雪季にやや強いものがみられる。

降水量は本道中でもやや少ない方で、降雪は11月上旬に初雪を見、12月中旬に根雪となり、翌年3月中旬には消滅する。積雪量は内浦湾沿岸に浅く、山脈に近づくに従って深くなる。霧は太平洋に面する海岸地方としては少ないところだが、4月頃から8月にかけてしばしば発生する。

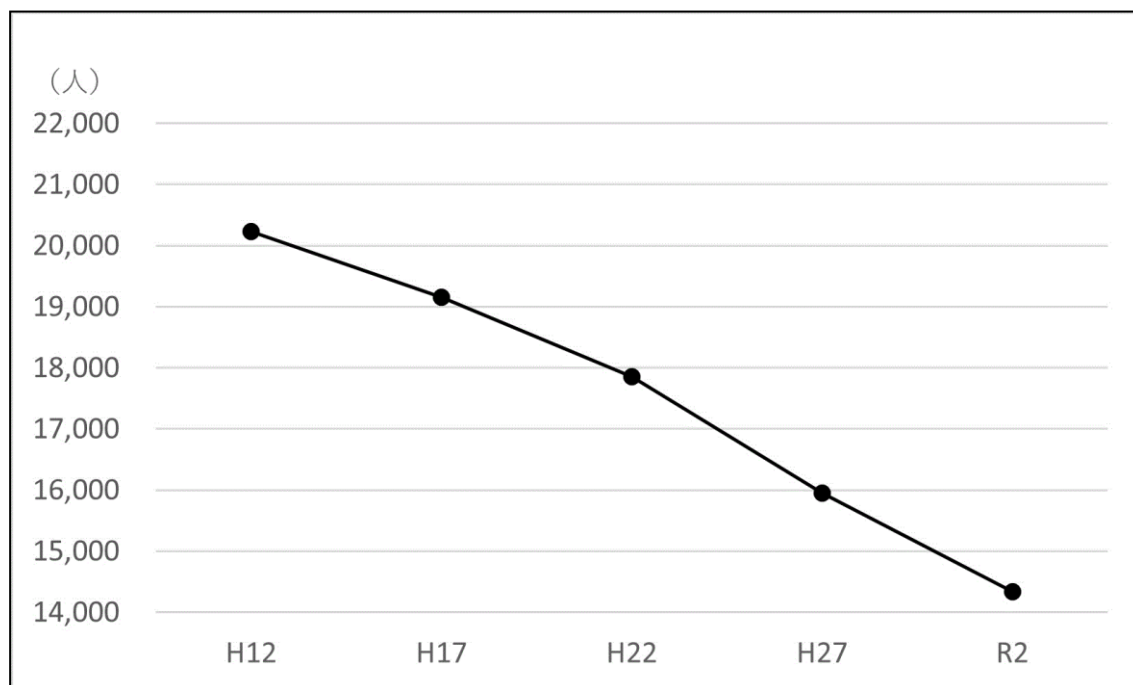
## 2-3 人口

森町の人口の及び世帯数の推移は、つぎに示すとおりです。

表 総人口の推移

	H12	H17	H22	H27	R2	R2/H12
北海道	5,683,062	5,627,737	5,506,419	5,381,733	5,224,614	0.92
渡島管内	465,479	449,435	427,807	404,798	380,158	0.82
<b>森町</b>	<b>20,233</b>	<b>19,149</b>	<b>17,859</b>	<b>15,946</b>	<b>14,338</b>	<b>0.71</b>

各年国勢調査結果（総務省統計）



各年国勢調査（総務省統計）

## 第3章 森町で想定される地震による被害状況

### 3-1 北海道における地震発生の概要

北海道で記録が残っている被害地震は、慶長16年(1611年)の三陸はるか沖地震以来、約400年間に100回以上発生しており、平成元年度以降においても、「平成5年(1993年)釧路沖地震」、「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」、「平成6年(1994年)北海道東方沖地震」、「平成15年(2003年)十勝沖地震」などのほか、平成30年9月に発生した胆振東部地震では、死者44名、負傷者785名、住家全壊491棟、半壊1,818棟、一部損壊47,119棟に及ぶ甚大な被害を受けました(令和7年8月1日現在)

#### <平成元年以降に発生した道内の主な被害地震>

[北海道地域防災計画(抜粋)]

地域	発 生 年 月 日 地 震 災 害 名	規模 (M)	最大 震度	被 害 状 況
太	平成5年(1993年)1月15日 「平成5年(1993年)釧路沖地震」	7.5	6	釧路地方に被害 死者2、負傷者966、 住家全壊53、半壊254
	平成6年(1994年)10月4日 「平成6年(1994年)北海道東方沖地震」	8.2	6	釧路、根室地方に被害 負傷者436、住家全壊61、半壊348
平	平成15年(2003年)9月26日 「平成15年(2003年)十勝沖地震」	8.0	6弱	太平洋沿岸一帯に被害 不明者2、負傷者847、 住戸全壊116、半壊368
洋	平成16年(2004年)11月29日 (釧路沖の地震)	7.1	5強	釧路、根室、十勝地方に被害、津波 負傷者52、住家全壊1、一部破損4
	平成16年(2004年)12月6日 (釧路沖の地震)	6.9	5強	釧路、根室地方に被害 負傷者12
沿	平成17年(2005年)1月18日 (釧路沖の地震)	6.4	5強	負傷者1
	平成23年(2011年)3月11日 「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」	9.0	4	太平洋沿岸を中心に被害、津波 死者1、負傷者3、 住家半壊4、一部損壊7
岸	平成28年(2016年)6月16日 (内浦湾の地震)	5.3	6弱	負傷者1 住家一部損壊3
	平成5年(1993年)7月12日 「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」	7.8	6	奥尻を中心に大被害、大津波 死者201、不明者28、負傷者323、 住家全壊601、半壊408
内	平成7年(1995年)5月23日 (空知地方中部の地震)	5.9	5	空知、留萌地方を中心に被害 負傷者4、住家一部損壊59
	平成16年(2004年)12月14日 (留萌地方南部の地震)	6.1	5強	留萌地方を中心に被害 負傷者8、住家一部損壊165
	平成30年(2018年)9月6日 「平成30年北海道胆振東部地震」	6.7	7	石狩、胆振地方を中心に被害 死者44、負傷者785、 住家全壊491、半壊1,818、 一部損壊47,119 <small>(R7.8.1現在)</small>

注「規模(M)」欄の数値は、マグニチュードを表す。地震災害名の「」は、気象庁により命名された地震を表す。

このほか、全国では、平成16年の新潟県中越地震、平成17年の福岡県西方沖地震、平成20年の岩手・宮城内陸地震、平成28年の熊本地震、令和6年の能登半島地震、令和7年の青森県東方沖を震源とした地震などの大地震が頻発しています。

このように、大地震はいつでもどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっており、当町においても住宅や建築物の耐震化は、重要な緊急的な課題として、その促進に向けた積極的な取組が必要です。

### 3-2 森町における地震被害状況

近年、森町に被害を及ぼした地震は、以下のとおりとなっております。

発生年月日 地震災害名	規模 (M)	地域	森町の被害状況
平成5年7月12日 北海道南西沖地震	7.8	町内全域	赤井川。駒ヶ岳地区に地盤の液状化による被害が発生、家屋全壊5棟、半壊7棟、一部破損73棟、人的被害3人、農業用施設17箇所、道路被害8箇所、港湾、漁港の岸壁被害2箇所、商店被害等83店、公共施設被害13箇所、治山施設被害1箇所、その他(森町震度5) (火山地層の液状化という特殊な被害)

### 3-3 森町における地震発生 の 想定

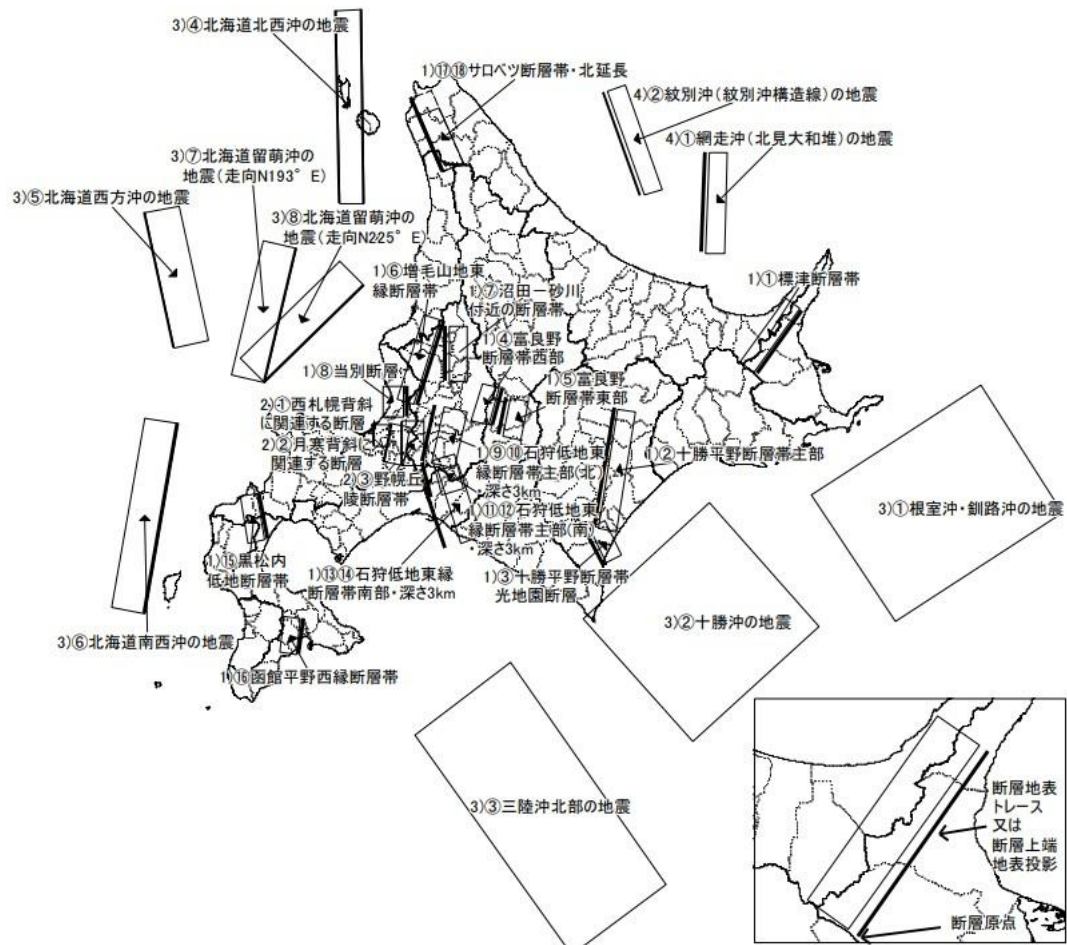
本計画において想定する地震は、北海道における地震として、北海道地域防災計画地震防災計画編(平成14年3月)(以下、「道地域防災計画」という)及び中央防災会議「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」(以下、「中央防災会議の専門調査会」という)において、地震の想定がなされているものを参考にするとともに、近年森町において被害の大きかった、北海道南西沖地震を想定して策定するものであります。また、当町の特徴としては駒ヶ岳活火山を抱えており、火山地域の堆積物の液状化という現象にも、地域性や特殊性のあるものであります。

当町内の人的被害は、下記の表のとおりであり、死亡者は幸いありませんが、建物の倒壊等による重傷者は1名、軽傷者は2名である。又、建物被害のうち、地震動や液状化による被害は、全壊5棟、半壊・一部損壊を含め80棟であります。

表 北海道南西沖地震被害同等を想定 森町「予知なし」(単位:人、棟)

被害区分		被害者数	被害区分		被害棟数
人的 被害	死者	0	建 物 被 害	全 壊	5
	重症者	1		半壊・一部損壊	80
	軽傷者	2			

図 北海道の被害想定の対象検討地震(31 地震 193 断層モデル) : 参考



(北海道地域防災計画(地震・津波防災計画編(令和7年1月)より)

図 北海道の選定した被害想定のある対象地震(24 地震 54 断層モデル) : 参考

対象地震		対象地震	
地震名	断層モデル	地震名	断層モデル
標津断層帯	30_1、45_5	十勝平野断層帯主部	45_2、45_5、30_3
富良野断層帯西部	45_3、30_2、30_5	増毛山地東縁断層帯	30_2、45_1、45_2、45_3、45_4、45_5
沼田－砂川付近の断層帯	45_1、45_2、45_3、45_4、30_3、30_4	当別断層帯	30_2、30_5
石狩低地東縁断層帯主部（北）	45_1、30_1、30_5	石狩低地東縁断層帯主部（北）(深さ3km)	45_2、45_3、45_5、30_2
石狩低地東縁断層帯主部（南）(深さ3km)	45_2、45_5	石狩低地東縁断層帯南部	30_5
石狩低地東縁断層帯南部(深さ3km)	30_2、30_3、30_5	黒松内低地断層帯	45_3、45_4、30_5
函館平野西縁断層帯	45_2、45_3	サロベツ断層帯(断層延長)	30_2、30_3、30_5
西札幌背斜に関連する断層	－	月寒背斜に関連する断層	－
野幌丘陵断層帯	45_1	根室沖・釧路沖	－
十勝沖の地震	－	三陸沖北部	－
北海道北西沖	No. 2、No. 5	北海道南西沖	No. 2
北海道留萌沖(走向N193E)	No. 1	北海道留萌沖(走向N225E)	No. 2

(北海道地域防災計画(地震・津波防災計画編(令和7年1月)より)

## 第4章 住宅・建築物の耐震化に係る目標

### 4-1 森町における住宅の耐震現状推計の考え方

住宅総数 8,310 戸を昭和 55 年以前 (3,241 戸) と昭和 56 年以降 (5,069 戸) に区分します。尚、昭和 55 年以前に建設された住宅であっても、一定程度は耐震性を有していると考えられることから、耐震性を有するものの戸数を推計します。推計は昭和 55 年以前ストックの 54.6%(北海道耐震改修促進計画に基づく割合)を耐震性が有するものとして推計します。

表 森町 住宅の耐震現状推計

住宅総数 8,310 戸 (100%)	昭和 56 年以降 5,069 戸 (61.0%)	木造 4,293 戸 (84.7%) 非木造 776 戸 (15.3%)	耐震性を満たす 6,839 戸 (82.3%)
	昭和 55 年以前 3,241 戸 (39.0%)	木造 1,742 戸 (98.4%) 非木造 28 戸 ( 1.6%)	
			木造 1,447 戸 (98.4%) 非木造 24 戸 ( 1.6%)

※空家や住宅年代が不詳のストックは昭和 55 年以前と昭和 56 年以降の戸数割合で按分する。

※住宅戸数については、「H30 住宅・土地統計調査」の結果に、「R7 北海道耐震改修促進計画」の住宅数の推移割合を乗じて算定を行った。

## 4-2 住宅・建築物の耐震化率の設定

当町の住宅の耐震化の状況は、住宅総数 8,310 戸のうち、耐震性がある住宅は 6,839 戸で耐震化率は 82.3%である。

北海道南西沖地震規模の地震による人的被害を半減するためには、減災効果の大きな耐震化に継続的に取り組む必要があり、北海道耐震改修促進計画を踏まえ、住宅の耐震化率は令和 12 年度末までに少なくとも 95%とすることを目標とするとともに、令和 17 年度までには耐震性の不十分な住宅を概ね解消することを目標とします。

※参考資料-13 R7\_住宅・建築物の耐震化の現状と目標（国土交通省）参照

※参考資料-14 R7\_都道府県別・市区町村別の住宅の耐震化率に関する状況（国土交通省）参照

表 住宅の耐震化の現状と耐震化の目標

	昭和 56 年以降の住宅 ①	昭和 55 年以前の住宅 ②		住宅数 ④ (①+②)	耐震性有住宅数⑤ (①+③)	現状の耐震化率 %⑤/④ (令和 8 年 3 月)	耐震化率の目標% (令和 12 年度末)
		うち耐震性有 ③					
木造	4,293	3,189	1,742	7,482	6,035	80.7	——
非木造	776	52	28	828	804	97.1	——
合計	5,069	3,241	1,770	8,310	6,839	82.3	95.0

### 4-3 多数利用建築物の耐震化に係る目標

耐震改修促進法第14条第1項第1号に規定している多数の方が利用する建築物（以下「多数利用建築物」という。）の実態調査により下表のとおり、耐震化率は98.11%である。多数利用建築物の耐震化の状況は昭和56年5月以前に建築された9施設のうち町有施設である7施設は全て耐震診断済で、うち耐震改修工事は5施設で実施済みである。耐震改修未実施2施設については、いずれも耐震性が無い状態であるが、うち1施設は建て替え計画により耐震性無しから除外しています。

北海道南西沖地震規模の地震による経済被害額を半減させるためには、減災効果の大きな多数利用建築物の耐震化を継続的に取り組んでいく必要があります。北海道耐震改修促進計画を踏まえ、多数利用建築物の耐震化率を令和12年度末までに概ね解消することを目標とします。多数利用建築物を「災害時の拠点となる建築物」、「不特定多数の者が利用する建築物」、「特定多数の者が利用する建築物」に区分し、それぞれの用途ごとに区分し耐震化に努めることとします。

表 多数利用建築物の耐震化の現状と耐震化の目標（単位：棟）

	昭和56年 6月以降の建 築物 ①	昭和56年5月 以前の建築物 ②		建築物数④ (①+②)	耐震性有 建築物数⑤ (①+③)	現状の耐 震化率% ⑤/④	耐震化率 の目標% (令和12 年度末)
		うち耐震性有 ③					
法14条 第1項 第1号	45	8	7	53	52	98.11	概ね解消
法14条 第1項 第2号	0	0		0	0	0	対象無
法14条 第1項 第3号	0	1	0	1	0	0	概ね解消
合 計	45	9	7	54	52	96.30	概ね解消

※参考資料-1 森町 多数利用建築物の耐震化の現状と耐震化の目標(施設名別)参照

参考資料-2 多数利用建築物一覧表参照 ※耐震改修促進法に基づく

参考資料-15 R7\_耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の進捗状況(国土交通省)参照

#### 4-4 優先的に耐震化すべき公共建築物

優先的に着手すべき建築物は、次のとおりとします。

1. 耐震改修促進法の特定建築物
2. 地震が発生した場合において災害応急対策の拠点となる役場庁舎、学校教育施設・避難所として利用する各種集会施設及び福祉施設等災害時防災時、特に重要な既存建築物

※参考資料-3 森町指定緊急避難場所一覧 参照

3. 民間木造住宅等

## 第5章 住宅・建築物の耐震促進に向けた施策

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

町は、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援する観点から、支援制度の内容や方法の説明などを行える相談窓口の開設を行います。

### 5-1 耐震化の促進に向けた施策

災害に対して建築物の倒壊から命を守る等の本計画の目的達成と住宅・建築物の耐震化の目標達成に向けて、次の施策を基本とし、国の住宅・建築物耐震改修事業等の活用と、北海道と連携を図りながら、効果的、効率的な施策を展開します。

- (1) 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及
- (2) 耐震診断・改修の促進を図るための支援や環境整備

なお、耐震化の促進に向けた施策の内容については、国土交通省ホームページ「住宅・建築物の耐震化について」に掲載されており、耐震化の促進や各種制度の利用について確認することができます。



国土交通省ホームページ  
「住宅・建築物の耐震化について」

### 5-2 耐震化の促進に向けた施策の内容

- (1) 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

当町では、住宅や建築物の所有者に対して、地震に対する安全性確保の重要性を認識してもらうとともに、耐震診断や耐震改修の必要性や有効性について普及啓発を図ります。

- ① パンフレットやインターネットを活用した普及啓発

住宅・建築物の耐震化の促進に向けた一般向けのパンフレットや多数利用建築物の所有者向けのリーフレット、インターネットによる情報について、北海道等からの情報提供をもとに町民へ周知し、耐震化の重要性などについての普及啓発に努めます。尚、普及啓発のための参考資料を次のとおり示します。

- ・森町揺れやすさマップ（北海道立総合研究機構(道総研)提供)

※参考資料-4 森町揺れやすさマップ 参照

- ・戸建て木造住宅の無料耐震診断【簡易診断】(北海道 渡島総合振興局)

※参考資料-5 地震からわが家を守ろう 戸建て木造住宅の無料耐震診断のご案内 参照

- ・森町木造住宅耐震改修等補助概要

※参考資料-6 参照

- ・誰でもできるわが家の耐震診断（国土交通省住宅局・財団法人日本建築防災協会）

※参考資料-7 誰でもできるわが家の耐震診断 参照

## ② 出前講座、セミナー等の開催による普及啓発

耐震診断・耐震改修の重要性や必要性に関する知識の普及を図るため、北海道と連携し地震防災セミナーの開催や、高齢者世帯への働きかけを目的とした出前講座を重点的に開催します。

また、学校や地域で開催される防災学習会など防災教育の場において、北海道の防災担当部局や教育機関と連携して、建築物の耐震化に関する知識の普及に努めます。

リフォーム工事や増改築は、耐震改修を実施する好機であることから、これらの工事と合わせて耐震改修が行われるよう、一般向けのリフォームセミナー等を活用して、所有者に対する耐震化の普及啓発を図ります。

## ③ 地域における耐震化の取組の推進

耐震化の取組は、住宅・建築物の所有者等が自らの問題として認識することに加え、地域の問題として捉え、地域防災対策の普及・啓発を推進していくことが効果的です。

町内会等は地域の災害対応において重要な役割を果たすとともに、平時においても、地震時の危険箇所点検、過去の地震被害の伝承、耐震化の啓発活動などへの取組が期待されます。

町では、地域に根ざした専門家、町内会、自主防災組織、特定非営利法人（NPO）等との連携を図り、地域単位の幅広い取組を支援する施策を講じることとし、北海道からの情報提供により、住宅・建築物の耐震化促進に向けたパンフレットなどの配布や必要な情報の提供などを通じて地域における様々な耐震化への取組を推進します。

## (2) 耐震診断・改修の促進を図るための支援や環境整備

町では、耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、耐震診断・改修に要する費用負担の軽減を図る所有者支援や、耐震診断・改修に関する相談体制の充実などの環境整備に努めます。

### ① 住宅の耐震化の促進

#### ア 住宅の耐震診断の促進

耐震診断は、所有者が耐震改修の必要性を判断する上で重要な調査であり、防災意識の向上や地震に対する不安解消に寄与します。

町では、渡島総合振興局において実施している戸建て木造住宅を対象とした無料耐震診断の利用促進に向けて、町民に耐震化の重要性を認識していただくなどして、引き続き耐震診断の実施の促進に努めます。昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日に建築された新耐震基準の在来軸組構法の木造住宅についても、耐震性能の検証実施に努めるよう、所有者等に対し無料耐震診断等を活用して周知、実施を促します。

また、国の補助制度を活用して、耐震診断費用を補助する取り組みについて、町独自の制度についても検討を進めていきます。

#### イ 住宅の耐震改修の促進

北海道では、国の補助制度を活用して、耐震改修費用を補助する市町村に対する補助制度を設けています。令和 7 年度から、安価な耐震改修工法を補助対象として追加し、耐震改修の一層の促進を図っています。

当町においても、「森町木造住宅耐震改修等補助金」を創設しており、耐震改修への取り組みを促進していきます。

#### ウ 所有者のニーズに合わせた耐震改修の促進

耐震改修の促進にあたっては、建築物のライフサイクルや所有者の高齢化など様々な現状を踏まえ、安価な耐震改修工事や高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の耐震改修に関する融資制度の利用を提案していきます。

また、省エネ改修やバリアフリー改修工事と耐震改修を一体的に行った場合のメリット等に関する情報提供を行うなど、関連事業者と連携し耐震改修を促進します。

住宅の耐震化が早期に実現するよう、建築物の所有者のニーズに合わせ、必要な情報を提供します。

※参考資料-16 【リ・バース 60】耐震改修利子補給制度のお知らせ（住宅金融支援機構） 参照

### ② 公共建築物の耐震化の促進

#### 公共建築物の耐震化の状況

地方公共団体が所有する多数利用建築物（以下「特定公共建築物」という。）は、速やかに耐震診断及び耐震改修を実施し、耐震化を進めていく必要があります。

道内の特定公共建築物の耐震化率は、令和 2 年 3 月時点で、95.3%（道 99.8%、市町村 94.4%）であったものが、令和 7 年 3 月時点では、97.0%（道 100%、市町村 96.3%）となっており、5 年間で、道が約 0.2 ポイント、市町村では約 1.9 ポイント上昇しており、道内における公共建築物の耐震化は着実に進んで

います。

当町における公共建築物の耐震化率は、令和2年度時点で、95.5%であったものが、令和7年度時点では97.7%に上昇しています。

今後は、耐震診断が義務化されていない公共施設についても耐震化を促進していきます。

### ③ その他の地震時の安全対策の推進

#### ブロック塀等の倒壊防止対策

地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、既存ブロック塀等については、建築パトロールなどを通じて、点検・補強の指導を行うとともに、新規に施工・設置する場合には、施工・設置基準を遵守させるなど、安全性の確保について指導します。

地震対策推進条例第15条第4項の緊急輸送路の指定済み路線については、緊急性に鑑み必要に応じて北海道と協議し対応していきます。

※参考資料-8 ブロック塀等の安全確保対策について（国土交通省） 参照

※参考資料-9 ブロック塀等の点検のチェックポイント（国土交通省） 参照

※参考資料-10 ブロック塀安全確保啓発チラシ（一般財団法人日本建築防災協会） 参照

※参考資料-11 森町緊急輸送道路（北海道指定） 参照

### ④ 耐震診断・改修に係る相談体制の充実

当町では、建設課を相談窓口として各種相談や、国や道の補助事業の内容の説明を行い普及啓発に努めます。なお、技術的な相談は渡島振興局建設指導課、また、一般財団法人北海道建築指導センターにおいては、専門家による技術相談・法律相談を行っており、一般社団法人北海道建築士事務所協会においては、有料で現地調査も含めた技術相談を行っています。引き続き相談への対応をしていくとともに、ホームページなどで積極的な周知を行い、相談窓口や建築関係団体の技術相談等との連携を図るように努めます。

## 5-3 道、市町村等関係団体との連携

各種地震の被害の状況から、ブロック塀の安全対策、窓ガラスの飛散対策、大規模空間を持つ天井の崩落する恐れのある建物を把握するとともに、建物所有者等に必要な対策を講じるよう今後も引き続き指導していきます。

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物等の応急危険度判定が必要な場合は、町は北海道と連携し判定士の派遣要請や判定士の受け入れ等必要な措置を講じます。

#### 5-4 計画の見直し

本計画は、適宜必要に応じ見直しを行います。